



# 消費生活相談

## クレジットカードの請求に 身に覚えがない!?

相談は  
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

クレジットカード会社から商品購入代金として20万円を請求された。請求明細には身に覚えのない請求内容が記載されている。

クレジットカードは数枚持っているが、このカード払いで買い物をしたことがなく、全く身に覚えがない。カードを不正使用されたとしたと考えられない。

### ＜ひとことアドバイス＞

- ◆何らかの原因で、クレジットカードのIDとパスワードなどの情報を抜き取られ、悪用されたものと考えられます。
- ◆消費生活センターを通じてカード会社に状況を伝え、最終的に請求を取り下げることができました。
- ◆身に覚えのない請求があった場合は、消費生活センターに早めにご相談ください。

### 【クレジットカード利用の注意点】

- ①カードの利用明細や通販の利用履歴を必ず毎月チェックする。
- ②カードの暗証番号は推測されにくい番号にする。
- ③信頼できるサイト以外にカード情報は登録しない。
- ④家族や友人であってもカードの貸し借りはしない。
- ⑤カードの紛失・盗難に備えてカード会社の連絡先をメモする。
- ⑥不必要なカードは作らない。